

北条早雲公顕彰五百年事業実行委員会 規約

(名 称)

第1条 本会は、北条早雲公顕彰五百年事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 実行委員会は、「北条早雲公顕彰五百年事業」に関し、必要な準備を行うとともに、その円滑な運営に資することにより、早雲公の功績を改めて顕彰し、地域の魅力向上さらには地域の活性化を図ることを目的とする。

(期 間)

第3条 実行委員会の設置期間は、平成30年4月10日から平成32年3月31日までとする。

(所掌事務)

第4条 実行委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 事業の運営に必要な企画、予算等に関すること。
- (2) 事業の実施に伴う関係機関、団体との連絡調整に関すること。
- (3) 事業に必要な広報活動に関すること。
- (4) 事業に対する協賛金・支援金の収集・管理に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、事業の実施に関し必要な事項。

(組 織)

第5条 実行委員会は、次に掲げる団体等の代表者または代表者から推薦された者により構成する。

- (1) 小田原箱根商工会議所
- (2) 小田原市商店街連合会
- (3) 一般財団法人小田原市事業協会
- (4) 特定非営利活動法人小田原ガイド協会
- (5) 特定非営利活動法人小田原まちづくり応援団
- (6) さがみ信用金庫
- (7) FMおだわら株式会社
- (8) 株式会社ジェイコムイースト小田原局
- (9) 有識者
- (10) 一般社団法人小田原市観光協会
- (11) 小田原市
- (12) 小田原市教育委員会
- (13) その他本会の目的に賛同し、実行委員会の同意を得た団体

2 実行委員会の下に、次に掲げる部会を置き、各団体等から推薦された者により構成す

る。

(1) 記念イベント部会

記念イベントの企画・実施、北条氏ゆかりの市町との連携事業等を担う。

(2) 学習部会

歴史に関する事業、伝統文化に関する事業等を担う。

(3) 地域交流部会

地域資源を活かし、新たな産業・観光につなげる事業を市民や民間企業等と連携して担う。

3 実行委員会が必要と判断した場合には必要に応じて新たな部会を設置することができる。

(役員)

第6条 実行委員会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 2人

(4) 会計 1人

(5) 監事 1人

2 役員は、委員の互選により選任する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときにはその職務を代行する。

3 会計は、実行委員会の経理を統括する。

4 監事は、実行委員会の会計を監査する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、実行委員会の設置期間とする。

(会議)

第9条 実行委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長を務める。

2 会議の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときには、議長の決するところによる。

3 会長は、必要に応じ関係者及び関係団体に会議の出席を求めることができる。

(部会)

第10条 部会長は、会長が指名する。

2 各部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長を務める。

3 会議の議事は、出席部会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会長は、必要に応じ関係者及び関係団体に会議の出席を求めることができる。

(会計)

第11条 実行委員会の経費は、負担金、寄付金、協賛金及びその他収入をもって充てる。

2 第3条に掲げる期間満了の際に、余剰金が生じたときは総会で審議し、公益性があり本市の観光振興に帰する活動をしている団体に寄付するものとする。

(会計年度)

第12条 実行委員会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日で終了する。但し、初年度は4月10日からとする。

(予算額の補正)

第13条 実行委員会の予算額について、変更または緊急性があると判断した場合は、次条に掲げる事務局で会計処理をし、実行委員会に報告する。

(事務局)

第14条 実行委員会の事務局を、小田原市経済部観光課内及び一般社団法人小田原市観光協会内に置く。

(1) 事務局長 1名

(2) 事務局員 若干名

2 事務局は次の事務を処理する。

(1) 実行委員会及び各部会の庶務。

(2) 実行委員会予算の執行及び管理。

(補 則)

第15条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成30年4月10日から施行する。